

表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法 - 全国）注1）

	平成22年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 法から の移行 注4) d1	瀬戸内 法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成23年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
									平成22年 3月31日 現在の 設置基数	平成23年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩ナトリウム（ナトリウム）又は亜硫酸ナトリウム（ナトリウム）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	62	0	0	0	0	0	62	24	0(0)	0(0)
カーボン法ナトリウムの製造の用に供するナトリウム洗浄施設	52	0	0	0	0	0	52	37	0(0)	0(0)
硫酸ナトリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	22	0	0	0	0	0	22	5	0(0)	0(0)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	0	7	4	0(0)	0(0)
塩化ニハールの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0(0)	0(0)
カドミウム化合物の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シアン化合物分離施設、廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
加圧水素又は高圧水素の製造の用に供する水洗浄施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0(0)	0(0)
4-加圧水素水の製造の用に供する過硫酸施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
2,3-ジブチル-4-チンキの製造の用に供する過硫酸施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
シクロヘキサトールの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シクロヘキサトールの製造の用に供する乾燥炉、溶融炉又は乾燥炉に供する廃ガス洗浄施設、還元誘導体分離施設、乾燥炉に供する廃ガス洗浄施設、還元誘導体分離施設、乾燥炉に供する廃ガス洗浄施設、還元誘導体分離施設、乾燥炉に供する廃ガス洗浄施設、還元誘導体分離施設	77	2	0	0	0	0	79	34	0(0)	0(0)
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する過硫酸施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	27	7	0	0	0	0	34	6	0(0)	0(0)
廃棄物焼却炉に供する過硫酸施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	252	2	0	0	0	3	251	7	0(0)	0(0)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,933	26	8	1	0	64	1,904	890	14(8)	11(3)
灰の貯留施設	847	13	4	1	0	12	853	395	0(0)	0(0)
小計	2,780	39	12	2	0	76	2,757	1,285	14(8)	11(3)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	127	1	0	0	0	2	126	16	0(0)	0(0)
加圧水の破壊の用に供する施設のうちメタン反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	60	1	0	0	0	0	61	37	0(0)	0(0)
下水道終末処理施設	256	3	2	-	-	2	259	222	0(0)	0(0)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	43	1	0	0	0	1	43	22	2(0)	2(1)
合計	3,791	56	14	2	0	84	3,779	1,705	16(8)	13(4)

注1）瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
 注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）注1）

	平成22年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	法から の移行 注4） d1	法への 移行 注4） d2	廃止等 注5） e	平成23年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6）	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩Na ₂ S ₂ O ₃ （チロソール）又は亜硫酸Na ₂ S ₂ O ₄ （チロソール）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	13	0	0	0	0	0	13	7	0
カーボン法アクリルの製造の用に供するアクリル洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸ナトリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アクリル繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ニッケルの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カプロラクタム又はシロキサン系の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-カプロラクタム水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジブチル-1,4-ジオキサンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジブチル-1,4-ジオキサンの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジブチル-1,4-ジオキサン洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アクリル又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	11	0	0	0	0	0	11	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	204	0	0	0	1	6	197	73	0
灰の貯留施設	30	0	0	0	1	0	29	11	0
小計	234	0	0	0	2	6	226	84	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
油脂の破壊の用に供する施設のうちアクリル反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	11	0	0	0	0	0	11	7	0
合 計	299	0	0	0	2	6	291	109	0

注1）法に基づく届出は含まない。
注2）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注3）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の削減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。
注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表VI-3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

廃棄物焼却炉（4t/時以上） 新設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
0.19	0.1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.064ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
0.18	0.1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.000002ng-TEQ/m ³ N)。	札幌市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（4t/時以上） 既設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.2	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.13ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
1.9	1	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.27ng-TEQ/m ³ N)。	北九州市
4.5	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.42ng-TEQ/m ³ N)。	青森市

廃棄物焼却炉（2t/時～4t/時） 新設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
16	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.16ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
3.3	1	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の行政検査で基準値以下(0.64ng-TEQ/m ³ N)。	岡山県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時～4t/時） 既設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.8ng-TEQ/m ³ N)。	神奈川県
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.047ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
11	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(5ng-TEQ/m ³ N)。	豊橋市

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 新設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
6.9	5	設置者	改善等を文書指導。H23.2.5施設使用廃止届出。	北海道
5.5	5	設置者	改善等を文書指導。H22.12.8施設使用廃止届出。	青森県
7.4	5	設置者	改善等を文書指導。H23.6.11施設使用廃止届出。	青森県
5.3	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.6ng-TEQ/m ³ N)。	岩手県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
5.8	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.15ng-TEQ/m ³ N)。	秋田県
17	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.95ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
9.8	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.97ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
5.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.32ng-TEQ/m ³ N)。	栃木県
7.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
32	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	千葉県
45	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.3ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
7.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.0ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
77	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
11	5	設置者	改善等を口頭指導。H23.3.18施設使用廃止届出。	山梨県
5.4	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.32ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
9	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.019ng-TEQ/m ³ N)。	鳥取県
7.8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.43ng-TEQ/m ³ N)。	岡山県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岡山県
5.9	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.079ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
11	5	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の行政による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m ³ N)。	新潟市
19	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.072ng-TEQ/m ³ N)。	名古屋市
5.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	盛岡市
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(5ng-TEQ/m ³ N)。	前橋市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	北海道
82	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	青森県
23	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.4ng-TEQ/m ³ N)。	青森県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
92	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.3ng-TEQ/m ³ N)。	秋田県
35	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(10ng-TEQ/m ³ N)。	茨城県
25	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0061ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
14	10	行政	改善命令及び一時停止命令。H23.3.16施設使用廃止届出。	新潟県
26	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(10ng-TEQ/m ³ N)。	福井県
13	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.6ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
37	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
20	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.4ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
12	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	静岡県
19	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(9.5ng-TEQ/m ³ N)。	愛知県
14	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。	三重県
18	10	設置者	改善等を文書指導。H23.3.23施設使用廃止届出。	広島県
25	10	行政	改善等を文書指導。H23.1.31施設使用廃止届出。	香川県
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.8ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
46	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.2ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
17	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(8.4ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
13	10	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。	さいたま市
12	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.7ng-TEQ/m ³ N)。	静岡市
45	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。	北九州市
45	10	設置者	改善等を口頭指導。H22.6.18施設使用廃止届出。	前橋市
63	10	行政	改善等を口頭指導。H22.12.17施設使用廃止届出。	長野市
20	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.6ng-TEQ/m ³ N)。	高松市

注1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成22年度中及び平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
27	10	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(5.7pg-TEQ/L)。	千葉県
58	10	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.25pg-TEQ/L)。	新潟県

注1)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2)平成22年度中及び平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)^{注)}

平成23年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		58	2
措置後の対応状況	基準達成	41	2
	対策実施中	8	0
	廃止	9	0
	休止	0	0

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3
 に、それ以降の状況(平成23年6月30日まで)を反映させた。

表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成23年4月1日~平成23年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	314	5
文書指導件数	52	0
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	23	10
その他	24	1

注) 表 - 1 (大気基準適用施設) 及び表 - 3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表Ⅵ－7 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道	1									
青森県	1									
岩手県	1	1								
宮城県	2									
秋田県										
山形県	5									
福島県										
茨城県	2									
栃木県	25	1				1				
群馬県	7					1				
埼玉県	17				4					
千葉県	2									
東京都	14				1					
神奈川県		3								
新潟県	2	2								
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県	4	1								
長野県										
岐阜県	11				2					
静岡県	19	1			1	2				
愛知県	1	1								
三重県	15									
滋賀県	10									
京都府	2									
大阪府										
兵庫県	17	3								
奈良県	39									
和歌山県	1									
鳥取県										
島根県	2									
岡山県										
広島県	2									
山口県					1					
徳島県	1	12								1
香川県	8			1						
愛媛県	8									
高知県										
福岡県	22			22					10	
佐賀県	9				1					
長崎県	1									
熊本県	3									
大分県										
宮崎県										
鹿児島県		4								
沖縄県	4									

注) 表Ⅲ－5及び表Ⅲ－7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成23年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表Ⅵ－ 7 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
札幌市										
仙台市										
さいたま市	1									
千葉市										
横浜市	6									
川崎市										
相模原市	4									
新潟市										
静岡市		11								
浜松市	1									
名古屋市	1									
京都市										
大阪市										
堺市	6	6								
神戸市										
岡山市										
広島市	2	1								
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市	1	1								
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市	3									
川越市	1									
船橋市	3									
柏市										
横須賀市										
富山市	1	2								
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市	3									
高槻市										
東大阪市										
姫路市	1									
尼崎市										
西宮市										
奈良市	1									
和歌山市	1									
倉敷市	2									
福山市	2	2								
下関市										
高松市	2									
松山市	1									
高知市	9					1				
久留米市					10					
長崎市					4					
熊本市	1									
大分市	2									
宮崎市										
鹿児島市	1									
合 計	314	52	0	23	24	5	0	0	10	1

注) 表Ⅲ－ 5 及び表Ⅲ－ 7 の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成23年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成23年4月1日～平成23年6月30日）

大気基準適用施設		平成23年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1)注2)</small>		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況 <small>注3)注4)注5)</small>			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鋳の製造の用に供する焼結炉		5	0	0	5	0	0
製鋼用電気炉		11	2	0	9	1	3
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉)		0	2	0	0	0	2
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		85	49	24	82	5	23
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	78	40	33	69	7	9
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	119	92	58	111	2	40
	2 t/h未満 ^{注6)}	1,644	926	249	1,590	97	634
	小計	1,841	1,058	340	1,770	106	683
合計		1,942	1,111	364	1,866	112	711

注1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成21年度から引き続き休止状態にある施設及び平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3）}

（平成23年4月1日～平成23年6月30日）

水質基準対象施設	平成23年3月31日現在の未報告事業場数 ^{注2）注4）}		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況 ^{注5）注6）}			
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩 [°] ル [°] （ケラト [°] ル [°] ）又は亜硫酸 [°] ル [°] （サルファイト [°] ル [°] ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	0	0	1	0	0
カーバイド [°] 法 [°] アセ [°] ル [°] の製造の用に供するアセ [°] ル [°] 洗浄施設	1	1	1	1	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ビニル [°] マーの製造の用に供する二塩化 [°] ル [°] 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カーボナツムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロ [°] ソ [°] ン又はジ [°] クロ [°] ソ [°] ンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロ [°] ル [°] 酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジ [°] クロ [°] -1,4-ナフト [°] ルの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	1	0	0	0	1
ジ [°] オク [°] ソ [°] ン [°] イ [°] ロ [°] ットの製造の用に供するコロ化誘導体分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	40	16	4	36	3	13
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0
ポリ類の破壊の用に供する施設のうちの [°] ラス [°] マ [°] 反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	2	0	1	0	2
下水道終末処理施設	4	3	2	4	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	0	0	2	0	0
合計	49	23	7	45	3	17

注1）特定事業場から公共水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5）「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間になされた報告。

注6）「休止」とは、平成21年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表VI-10 (1a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県							1			1		
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都								2				2
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2			2		
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							5			5		
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (1b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市							1					1
さいたま市												
千葉市	1			1								
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1			1								
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市							1					1
福山市	3			3								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	5	0	0	5	0	0	11	2	0	9	1	3

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉						溶解炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		1					1					
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉						溶解炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		1				1		2				2
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2	3		2		3
茨城県							3			3		
栃木県							5	1		5		1
群馬県		1				1		3				3
埼玉県							6	4	1	6		3
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県							1	12	12	1		
富山県								3	3			
石川県												
福井県							2			2		
山梨県								1				1
長野県							1	2		1	2	
岐阜県							1			1		
静岡県							12	5	5	12		
愛知県	2			2			8			8		
三重県							1			1		
滋賀県							1			1		
京都府												
大阪府							4			4		
兵庫県								2	1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県	1			1								
愛媛県												
高知県												
福岡県								1				1
佐賀県								1				1
長崎県												
熊本県							6			6		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1	1		1		1
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							1	3		1		3
浜松市							1			1		
名古屋市							1	3		1		3
京都市							4			2	2	
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市								1			1	
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							2			2		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市							2			1		1
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市								1	1			
合計	3	1	0	3	0	1	73	47	23	70	5	22

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小 計					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2	3		2		3
茨城県	1			1			4			4		
栃木県							5	1		5		1
群馬県								4				4
埼玉県							6	4	1	6		3
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県							1	12	12	1		
富山県								3	3			
石川県												
福井県							2			2		
山梨県								1				1
長野県							1	2		1	2	
岐阜県							1			1		
静岡県		1	1				12	6	6	12		
愛知県	2			2			12			12		
三重県							1			1		
滋賀県							1			1		
京都府												
大阪府	1			1			5			5		
兵庫県								2	1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県							1			1		
愛媛県												
高知県												
福岡県								1				1
佐賀県								1				1
長崎県												
熊本県	1			1			7			7		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1	1		1		1
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小 計					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							1	3		1	3	
浜松市							1			1		
名古屋市							1	3		1	3	
京都市							4			2	2	
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市								1			1	
柏市												
横須賀市												
富山市	2			2			3			3		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市	2			2			3			3		
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							2			2		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市							2			1	1	
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市								1	1			
合 計	9	1	1	9	0	0	85	49	24	82	5	23

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県	2			2			1			1		
岩手県							2		1			1
宮城県							2			2		
秋田県												
山形県		1	1				2	1		3		
福島県							2			2		
茨城県	2	1		2		1	3	4	2	3		2
栃木県	2	3	3	2			4	2		3	1	2
群馬県		3	3					3	3			
埼玉県	3			3			5	9	3	6		5
千葉県	3			3			12	7		12		7
東京都	9	6	5	6	3	1	2	7	5	2		2
神奈川県	1			1			2			2		
新潟県		8	8				2	22	22	2		
富山県								3				3
石川県												
福井県	1			1			1			1		
山梨県							4	1	1	4		
長野県							1			1		
岐阜県							2			2		
静岡県	4			3	1		4	3		4		3
愛知県	3			3			6			6		
三重県		1	1				4	2	1	4		1
滋賀県		1	1									
京都府												
大阪府	3			3			2			2		
兵庫県	1			1								
奈良県		1				1	1	1		1		1
和歌山県												
鳥取県								1				1
島根県							5			5		
岡山県							1			1		
広島県							4					4
山口県	3			3			2			2		
徳島県	1				1		5			5		
香川県								2	1			1
愛媛県	1			1								
高知県							2			2		
福岡県	1	2		1		2	3	16	11	3	1	4
佐賀県		1	1									
長崎県							3			3		
熊本県								1	1			
大分県		2				2	1					1
宮崎県	2			2								
鹿児島県							1			1		
沖縄県	5			5			8			8		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市	2				2		1			1		
仙台市							1			1		
さいたま市												
千葉市												
横浜市	5			5			2			2		
川崎市												
相模原市		1	1									
新潟市												
静岡市												
浜松市	2			2			2			2		
名古屋市	4			4								
京都市	4			4								
大阪市												
堺市	4			4								
神戸市												
岡山市							1			1		
広島市		5	5				2			2		
北九州市	2			2								
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市							2			2		
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市	1			1			1			1		
前橋市												
川越市								1	1			
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市		1	1									
金沢市												
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市	2			2								
豊田市												
大津市								3	3			
高槻市	1			1								
東大阪市												
姫路市												
尼崎市	1			1								
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2					2	2	2	2			2
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市							2			2		
高知市								1	1			
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市		3	3									
鹿児島市												
合計	78	40	33	69	7	9	119	92	58	111	2	40

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	22	1		20	2	1	14			14		
青森県	6			6			11	1		12		
岩手県	5	1		5		1	10	1		10		1
宮城県	7			7			14	2	2	14		
秋田県	9			9			4			4		
山形県	7	4	3	8			2	1		3		
福島県	6	1		6		1	5	1		5		1
茨城県	14	2		15	1		93	20		94		19
栃木県	12	3	1	12	1	1	17	17	2	18	2	12
群馬県	8	4	2	8	1	1	6	3		7		2
埼玉県	17	4	1	17	2	1	13	6	1	13		5
千葉県	10	3		10		3	54	17	2	54		15
東京都	7	10	4	7		6	5	15	3	5		12
神奈川県	6			6			13	1		13		1
新潟県	9	29	28	10			7	22	15	11	2	1
富山県	3	2		3		2	1	4		1		4
石川県	4	1	1	4			9	8	1	9		7
福井県	5			5			12			11	1	
山梨県	5	2	2	5			6	1	1	6		
長野県	15	6		15	6		11	2		11	2	
岐阜県	21	2	2	20	1		18	6	4	18		2
静岡県	23	5	2	21	2	3	22	12	5	24		5
愛知県	15			15			10	3	2	10		1
三重県	9	7	3	11		2	22	17	4	22	1	12
滋賀県	9	3	2	9		1	12	5	3	12		2
京都府	2			2			4	2	2	4		
大阪府	18			18			4			4		
兵庫県	17	7	6	16	1	1	19	21	7	20	2	11
奈良県	4	3	2	4		1	35	30	3	35		27
和歌山県	2			2			7	1	1	7		
鳥取県	3	7	2	5		3	9	15	1	7	1	15
島根県	5	3	2	5		1	2	2		2		2
岡山県	10	1		11			5	6		10	1	
広島県	10				1	9	14	3	2		1	14
山口県	16			16			9			9		
徳島県	12	1		12		1	21	18	5	23	2	9
香川県	6	1		6		1	17	6	4	17		2
愛媛県	2	4	3	2		1	18	21	3	18	2	16
高知県	13	3		13		3	9	33		9		33
福岡県	4	24	8	4	4	12	5	49	6	5	7	36
佐賀県	9	4	1	12			8	14	4	9		9
長崎県	12	2		13		1	12	1	1	12		
熊本県	6	2	2	6			11	1		11		1
大分県	3					3	6	3			1	8
宮崎県	2			2			1	2	2	1		
鹿児島県	7	2		7		2	12	6	5	11	1	1
沖縄県	4	1		4		1	6	1		6		1

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市							1			1		
さいたま市							1			1		
千葉市	3			3			3	6		3		6
横浜市	1			1			6	2		6		2
川崎市												
相模原市	3	2	2	1	2							
新潟市	6	1		6		1	6	2		6	1	1
静岡市	2			2			1	3		1		3
浜松市	11			11			4	1		4		1
名古屋市							5	1		5		1
京都市	3			2	1		9			9		
大阪市	3			3								
堺市	3			3			4	2		4		2
神戸市							3			3		
岡山市	6	4	1	6		3	1	2			1	2
広島市	6	19	14	11			1	5	4	2		
北九州市	2			2			3		1	2		
福岡市	1					1	1					1
函館市	2			2								
旭川市												
青森市	2			2			2	2	2	2		
盛岡市	1	1		1	1		1	2		1		2
秋田市	3			3								
郡山市							1			1		
いわき市	2			2			2			2		
宇都宮市							2			2		
前橋市	2				2		6	2		5	1	2
川越市												
船橋市							2	3			4	1
柏市		1				1		5				5
横須賀市												
富山市	1	4	4	1			3	3	2	2	1	1
金沢市	3			3			1	1		1		1
長野市	3			3			1			1		
岐阜市	2			2			2			2		
豊橋市												
岡崎市	3			3			2			2		
豊田市												
大津市							3			3		
高槻市							1			1		
東大阪市	2					2						
姫路市							2	3		2	1	2
尼崎市							1			1		
西宮市												
奈良市	1			1			5			5		
和歌山市	2			2			5	1		3	2	1
倉敷市	2	2	2			2		1	1			
福山市	9			9			9	4		9		4
下関市	1			1			1			1		
高松市							1	2	1	1		1
松山市	1			1			4	1	1	4		
高知市	1	1		1		1	5	7	2	5		5
久留米市		2				2		5				5
長崎市							2					2
熊本市	1			1			2	1	1	2		
大分市	3	2		3		2	3	2		2	1	2
宮崎市								1	1			
鹿児島市	5			5				2	1			1
合計	523	194	100	511	28	78	743	472	108	728	38	341

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1		
青森県	3			3								
岩手県												
宮城県	2			2								
秋田県							1			1		
山形県	1			1								
福島県	2	2		2		2	2	1		2		1
茨城県	8	4		8		4	2	2		2		2
栃木県	7	6		7	1	5	1	1		1		1
群馬県	12	2		11	1	2	2	2		2		
埼玉県	26	16	3	26	3	10	3	1		3		1
千葉県	9	3		9		3	1	2		1		2
東京都	10	23	1	10		22	2	10	3	2		7
神奈川県	4	2		3	1	2	2			2		
新潟県	6	13	9	9		1	4	7	4	5		2
富山県		3				3		1				1
石川県		1				1	1			1		
福井県	4			3	1		3			3		
山梨県		1	1				1			1		
長野県	2			2			2			2		
岐阜県	11	9	1	11		8	2			2		
静岡県	10	3		8	2	3	10	4	3	10	1	
愛知県	4			4			2			2		
三重県	6	4		6		4	2	1		2		1
滋賀県	5			5			3	2	1	3		1
京都府												
大阪府	1			1			2			2		
兵庫県	10	8	4	10	1	3	2	1	1	2		
奈良県	2	8		2		8	1	1		1		1
和歌山県	6			6			2			2		
鳥取県	1	3		1		3		1	1			
島根県	1	1		1		1	3	2		3		2
岡山県	4			4			1			1		
広島県	2					2	6	1				7
山口県	8			8			6			6		
徳島県		1				1	1			1		
香川県	5			5			1	1		1	1	
愛媛県	5	14		3	3	13	3	2	1	3		1
高知県	6	3		6		3		4				4
福岡県	3	32		3	6	26		13	1		2	10
佐賀県	2	1		2		1	1	1	1	1		
長崎県							3					3
熊本県	3			3			4			4		
大分県	3	1				4	1					1
宮崎県	1			1								
鹿児島県								1				1
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上~100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市	1				1							
仙台市												
さいたま市		2			1	1	1				1	
千葉市	1			1			1				1	
横浜市	22	3		20	2	3	4	1		4		1
川崎市							1				1	
相模原市		1				1						
新潟市	1			1			1				1	
静岡市	1	4		1		4	2	1			2	1
浜松市	3			3								
名古屋市		2				2	1				1	
京都市	13			13								
大阪市	2			2								
堺市	2			2			1				1	
神戸市							1				1	
岡山市	1			1								
広島市		1	1					1	1			
北九州市	1			1			1				1	
福岡市												
函館市												
旭川市							2				2	
青森市							3				3	
盛岡市								2				2
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市		1				1						
川越市												
船橋市												
柏市		2				2						
横須賀市												
富山市	3	1		3		1		1				1
金沢市	1				1							
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市												
豊田市	1			1								
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市		1				1						
尼崎市												
西宮市												
奈良市	5	1		5		1	2				2	
和歌山市	2			2			5				5	
倉敷市	1	1	1			1	1	1	1			1
福山市	2			2								
下関市												
高松市	1			1								
松山市												
高知市		2	1			1						
久留米市		3				3						
長崎市	2					2						
熊本市	1			1			1				1	
大分市	1	1			1	1	1	2			1	2
宮崎市		1	1				1				1	
鹿児島市												
合計	264	191	23	247	25	160	114	69	18	104	6	55

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10a)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道	39	1		37	2	1	39	1		37	2	1
青森県	23	1		24			23	1		24		
岩手県	17	2	1	15		3	17	2	1	15		3
宮城県	25	2	2	25			25	2	2	25		
秋田県	14			14			14			14		
山形県	12	7	4	15			12	7	4	15		
福島県	17	5		17		5	19	8		19		8
茨城県	122	33	2	124	1	28	127	33	2	129	1	28
栃木県	43	32	6	43	5	21	48	33	6	48	5	22
群馬県	28	15	8	28	2	5	28	19	8	28	2	9
埼玉県	67	36	8	68	5	22	73	40	9	74	5	25
千葉県	89	32	2	89		30	89	32	2	89		30
東京都	35	71	21	32	3	50	35	73	21	32	3	52
神奈川県	28	3		27	1	3	28	3		27	1	3
新潟県	28	101	86	37	2	4	29	113	98	38	2	4
富山県	4	13		4		13	4	16	3	4		13
石川県	14	10	2	14		8	14	10	2	14		8
福井県	26			24	2		28			26	2	
山梨県	16	5	5	16			16	6	5	16		1
長野県	31	8		31	8		32	10		32	10	
岐阜県	54	17	7	53	1	10	55	17	7	54	1	10
静岡県	73	27	10	70	6	14	85	33	16	82	6	14
愛知県	40	3	2	40		1	54	3	2	54		1
三重県	43	32	9	45	1	20	44	32	9	46	1	20
滋賀県	29	11	7	29		4	30	11	7	30		4
京都府	6	2	2	6			6	2	2	6		
大阪府	30			30			35			35		
兵庫県	49	37	18	49	4	15	49	39	19	49	4	16
奈良県	43	44	5	43		39	43	44	5	43		39
和歌山県	17	1	1	17			17	1	1	17		
鳥取県	13	27	4	13	1	22	13	27	4	13	1	22
島根県	16	8	2	16		6	17	8	2	17		6
岡山県	21	7		27	1		21	7		27	1	
広島県	36	4	2		2	36	36	4	2		2	36
山口県	44			44			49			49		
徳島県	40	20	5	41	3	11	40	20	5	41	3	11
香川県	29	10	5	29	1	4	30	10	5	30	1	4
愛媛県	29	41	7	27	5	31	29	41	7	27	5	31
高知県	30	43		30		43	30	43		30		43
福岡県	16	136	26	16	20	90	16	139	26	16	20	93
佐賀県	20	21	7	24		10	20	22	7	24		11
長崎県	30	3	1	28		4	30	3	1	28		4
熊本県	24	4	3	24		1	31	4	3	31		1
大分県	14	6			1	19	14	6			1	19
宮崎県	6	2	2	6			6	2	2	6		
鹿児島県	20	9	5	19	1	4	21	10	5	20	1	5
沖縄県	23	2		23		2	23	2		23		2

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市	4			1	3		4			1	3	
仙台市	2			2			3			2	1	
さいたま市	2	2		2	1	1	2	2		2	1	1
千葉市	8	6		8		6	9	6		9		6
横浜市	40	6		38	2	6	40	6		38	2	6
川崎市	1			1			1			1		
相模原市	3	4	3	1	2	1	3	4	3	1	2	1
新潟市	14	3		14	1	2	14	3		14	1	2
静岡市	6	8		6		8	7	11		7		11
浜松市	22	1		22		1	23	1		23		1
名古屋市	10	3		10		3	11	6		11		6
京都市	29			28	1		33			30	3	
大阪市	5			5			5			5		
堺市	14	2		14		2	14	2		14		2
神戸市	4			4			4			4		
岡山市	9	6	1	8	1	5	9	6	1	8	1	5
広島市	9	31	25	15			9	31	25	15		
北九州市	9		1	8			10		1	9		
福岡市	2					2	2					2
函館市	2			2			2			2		
旭川市	2			2			2			2		
青森市	9	2	2	9			9	2	2	9		
盛岡市	2	5		2	3	2	2	5		2	3	2
秋田市	4			4			4			4		
郡山市	1			1			1			1		
いわき市	4			4			4			4		
宇都宮市	4			4			4			4		
前橋市	8	3		5	3	3	8	3		5	3	3
川越市		1	1					1	1			
船橋市	2	3			4	1	2	4			5	1
柏市		8				8		8				8
横須賀市												
富山市	7	10	7	6	1	3	10	10	7	9	1	3
金沢市	5	1		4	1	1	5	1		4	1	1
長野市	4			4			4			4		
岐阜市	6			6			6			6		
豊橋市												
岡崎市	7			7			7			7		
豊田市	1			1			4			4		
大津市	3	3	3	3			3	3	3	3		
高槻市	2			2			2			2		
東大阪市	2					2	2					2
姫路市	2	4		2	1	3	7	4		7	1	3
尼崎市	2			2			2			2		
西宮市												
奈良市	13	1		13		1	14	1		14		1
和歌山市	14	1		12	2	1	14	1		12	2	1
倉敷市	8	7	7			8	9	7	7			9
福山市	21	4		21		4	24	4		24		4
下関市	2			2			4			4		
高松市	2	2	1	2		1	2	2	1	2		1
松山市	7	1	1	7			7	1	1	7		
高知市	6	11	4	6		7	6	11	4	6		7
久留米市		10				10	2	10		1		11
長崎市	4					4	4					4
熊本市	5	1	1	5			5	1	1	5		
大分市	8	7		6	2	7	8	7		6	2	7
宮崎市	1	5	5	1			1	5	5	1		
鹿児島市	5	2	1	5		1	5	3	2	5		1
合計	1841	1058	340	1770	106	683	1942	1111	364	1866	112	711

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	硫酸塩 ^{ナトリウム} (クラフト ^{ナトリウム}) 又は亜硫酸 ^{ナトリウム} (サルファイト ^{ナトリウム}) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボト ^{ナトリウム} 法 ^{ナトリウム} の製造の用に供する ^{ナトリウム} 洗浄施設					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県								1	1			
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	硫酸塩 ^{ナトリウム} (ケラト ^{ナトリウム}) 又は亜硫酸 ^{ナトリウム} (サルファイト ^{ナトリウム}) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボト ^{メチレン} の製造の用に供する ^{メチレン} 洗浄施設					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設						廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの					
	平成23年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県		1				1	1			1		
茨城県							3			3		
栃木県							1	1	1	1		
群馬県							1	1	1	1		
埼玉県							2			2		
千葉県							2			1	1	
東京都												
神奈川県							1			1		
新潟県							2	2	2	2		
富山県												
石川県												
福井県							1			1		
山梨県												
長野県												
岐阜県							3			3		
静岡県							6	1		6		1
愛知県							3			3		
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府							4			4		
兵庫県							1			1		
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							2			1	1	
徳島県							1			1		
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県								3			1	2
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-政令市別)

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノの製造の用に供する る過施設及び廃ガス洗浄施設						廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの					
	平成23年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1					1
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市							1	6				7
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市							2			2		
久留米市								2				2
長崎市							1			1		
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	0	0	1	40	16	4	36	3	13

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県		1				1	1			1		
埼玉県												
千葉県												
東京都							1			1		
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県		1				1						
愛知県												
三重県												
滋賀県								1	1			
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県									1			1
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	1			1								
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市								1	1			
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	2	0	1	0	2	4	3	2	4	0	1

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							1	1		1		1
茨城県							3			3		
栃木県	1			1			2	1	1	2		
群馬県							2	2	1	2		1
埼玉県							2			2		
千葉県							2			1	1	
東京都							1			1		
神奈川県							1			1		
新潟県							2	3	3	2		
富山県												
石川県												
福井県							1			1		
山梨県												
長野県												
岐阜県							3			3		
静岡県							6	2		6		2
愛知県							3			3		
三重県												
滋賀県								1	1			
京都府												
大阪府							4			4		
兵庫県							1			1		
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							2			1	1	
徳島県							1			1		
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県								3			1	2
佐賀県								1				1
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1					1
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市							1	6				7
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市	1					1	1			1		
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市							2	1	1	2		
久留米市								2				2
長崎市							1			1		
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	0	0	2	0	0	49	23	7	45	3	17

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。